

創業セミナー

創業を考えている方お待ちしております
お気軽にご参加下さい！

全4日間

受講料無料
定員：20名

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、受講時はマスクの着用をお願いと体調不良等症状があり、免疫力が低下されている方は、ご来場をお控え下さい。



創業する
資金は
どうしよう？

相談する人が
欲しいな～！



どんな手続き
いるのかな？

確定申告・
決算って？



開催時間はいずれも

14：00～16：00 となります。

場 所：羽曳野市立生活文化情報センター
(L I Cはびきの) 3階 視聴覚室
(地図・詳細は裏面に掲載)

第1回

令和3年6月10日(木)

・創業について ・経営全般

講師

中小企業診断士・社会保険労務士
経営労務研究所ITIC代表
大阪府地域活性化コーディネータ

谷口清志氏

㈲日本政策金融公庫 阿倍野支店
国民生活事業 融資第二課 課長

河原田敏史氏

第2回

令和3年6月17日(木)

・資金調達 ・事業計画(融資)
・人材育成、労務

第3回

令和3年7月1日(木)

・財務、経理、記帳
・事業計画(売上予測等経営計画)

第4回

令和3年7月8日(木)

・販路拡大 ・マーケティング

※ 創業セミナー受講を含め、所定の条件をクリアしますと、各市町村に申請いただく事により、優遇措置を受ける際に必要となる、認定書の発行が可能となります。

◇ 認定書の発行条件

以下の①または②に該当し、6か月以内に創業を行う具体的な計画を有する者。

① 創業をおこなおうとする者(事業を営んでいない個人)

② 創業後5年未満の者(事業を開始した日から5年を経過していない個人事業主)

※ 現在、「法人の代表者」または「個人事業主として5年以上事業を行っているものは、証明書を発行する事が出来ない。

(但し、この認定を受ける事により、必ず優遇措置が適用されるものではありませんのでご了承下さい。)

※ お申し込みについては、裏面申込書にご記入の上FAXまたは商工会窓口へお願い致します。

主催：羽曳野市商工会・富田林商工会

共催：羽曳野市・富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村

・株式会社日本政策金融公庫 阿倍野支店

協力：大阪府商工会連合会

優遇措置のメリット

- ① 登録免許税が軽減
株式会社設立の際、登録に掛かる登録免許税が軽減されます。
(資本金の0.7% ⇒ 0.35%)
- ② 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ
(株)日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率が引き下げられます。(特別金利A)
- ③ 創業関連保証の早期利用開始
創業6ヶ月前から利用出来ます。
(創業関連保証の特例が、通常の2ヶ月前からのところ、6ヶ月前から利用出来ます。)
- ④ 新創業融資制度の要件緩和
(株)日本政策金融公庫「新創業融資制度」において、自己資金要件を満たしたものとみなされます。

地図



申込先

羽曳野市商工会

住所: 〒583-0854
大阪府羽曳野市軽里1-1-1

電話: 072(958)2331

FAX: 072(956)1950

富田林商工会

住所: 〒584-0012
大阪府富田林市栗ヶ池町2969-5

電話: 0721(25)1101

FAX: 0721(25)9009

お申込書

(ふりがな)				年 齢	歳
氏 名				現在の職業	
住 所					
電 話	()	F A X	()		
携帯電話	()	(ふりがな) 貴社名(屋号)			
E-m a i l	@				
業 種 (創業予定)					
アンケート	・全日程ご参加できますか? ☐ 参加できる ☐ 参加できない				
	・創業・創業予定時期はいつですか? 平成・令和 年 月 創業・創業予定・未定				
	・どのような内容で事業を営んでいますか(予定ですか)? (				
	・本セミナーの参加動機は何ですか?				
	・本セミナーをどうしてお知りになりましたか? ☐ 行政ホームページ ☐ 商工会ホームページ ☐ 行政広報紙 ☐ 関係機関 () ☐ 知人・友人から ☐ その他 ()				

※ ご記入いただきました個人情報につきましては、当該事業(受講時の本人確認・受講者名簿の作成)
・セミナーに関する連絡・アンケート実施・創業に関する情報提供にご利用させていただきます。